

「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」の締結について

2024 年 8 月 7 日

東京都御蔵島村

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社

東京都御蔵島村（村長：徳山 正彦、以下、「御蔵島村」）および東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（常務執行役員東京総支社長：須藤 義嗣、以下、「東電 P G」）は、8 月 5 日、「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、御蔵島村の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、環境、エネルギーの分野において、相互の連携を強化するものであり、エネルギーの地産地消や面的利用等の推進、再生可能エネルギーの利活用及び導入拡大など、御蔵島村の地域特性を踏まえつつ、地域循環共生圏実現の絵姿を共に考え、共に創りあげていくことを目的としています。

また、本協定の締結を機に、今後各々の役割や具体的実施事項等について定期的に協議を重ね、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）を創出し、レジリエントな社会や循環型社会および脱炭素社会の実現に向け、双方の連携を深めていきたいと考えています。

なお、東京都の島嶼部において、本協定の締結は新島村さま、大島町さま、青ヶ島村さま、三宅村さま、小笠原村さま、神津島村さま、利島村さまに続き 8 例目となります。

1. 締結日

2024 年 8 月 5 日

2. 協定の概要

- ・ レジリエンスの強化に関すること
- ・ 省エネ推進に向けた取組に関すること
- ・ エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- ・ 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- ・ 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- ・ 豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
- ・ 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

<別紙 1> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

<別紙 2> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社 広報・地域担当 TEL：03-6375-5429

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

御蔵島村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、御蔵島村の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、脱炭素なまちづくり及び持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災、環境、エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、防災レジリエンスの強化及び脱炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）防災レジリエンスの強化に関すること
 - （2）省エネ推進に向けた取組に関すること
 - （3）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
 - （4）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
 - （5）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
 - （6）豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
 - （7）上記をはじめとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2024年 8 月 5 日

甲：東京都御蔵島村字入かねが沢
御蔵島村
村長

乙：東京都新宿区新宿五丁目4番9号
東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 東京総支社長

徳山正彦 

須藤義嗣 

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定 締結式



【写真左から、東京都御蔵島村 徳山正彦村長、東京電力パワーグリッド 佐藤克佳三宅島事務所長】